

1 制定の理由

こどもが安心して健やかに自立した個人として成長することができる社会を実現するため、こどもの権利を保障するための基本的な事項を定める。

2 主な内容

(1) 基本理念

こどもの権利を保障することの基本理念は、次に掲げるとおりとする。

ア こどもが、あらゆる偏見や差別を受けず、権利を持つ個人として尊重されること。

イ こどもが、自分に関係のあることについて意見を表すことや社会に参加する機会が確保され、その意見が年齢と発達に応じて尊重されること。

ウ こどもに関することが決められ、行われるときは、そのこどもにとって最も良いことは何かが、第一に考えられること。

エ こどもの年齢と発達、個別の状況に応じた支援が、行われること。

(2) 大切なこどもの権利

数多くあるこどもの権利のうち、本市において特に大切にすることの権利は、次に掲げるとおりとする。

ア 安心して生きる権利

イ 豊かで健やかに育つ権利

ウ 自分を守り、守られる権利

エ 意見を表し、社会に参加する権利

(3) こどもの権利を保障するための役割

ア 保護者の役割

(ア) こどもの養育に関する責任を自覚し、こどもが自立した個人として成長できるよう、その尊厳を守り、愛情をもって養育すること。

(イ) こどもが安全に、安心して生活ができる家庭環境を整備すること。

(ウ) こどもが基本的な生活習慣、規範意識、豊かな人間性等を身につけることができるよう、その育ちを支えること。

イ 市の役割

(ア) こどもに関する施策を実施するとともに、こどもが安全に、安心して生活

できるまちづくりを推進すること。

- (イ) 保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。

ウ 育ち学ぶ施設の役割

- (ア) こどもが集団で取り組む多様な活動を通じて、人として育ち、学ぶことができる環境の整備に努めること。
- (イ) こどもの年齢と発達に応じた指導と支援に努めること。

エ 地域住民の役割

- (ア) 地域活動における住民との交流や自然、歴史、文化との関わりを通じて、こどもの豊かで健やかな育ちの支援に努めること。
- (イ) 身近なこどもを見守り、こどもが安全に、安心して生活できる地域づくりに努めること。

オ 事業者の役割

- (ア) 雇用する労働者が仕事と子育てを両立できるよう職場環境の整備に努めるとともに、こどもと子育てに関する理解を深めることができるよう、その支援に努めること。
- (イ) こどもの権利を保障するために市が行う事業、育ち学ぶ施設や地域住民が行う活動、こどもの主体的な活動に協力するよう努めること。

カ アからオまでの者の共通の役割

こどもが、こどもの権利について学び、理解を深めるとともに、他の人の権利を認め、尊重することができるよう相互に連携し、協力して支援すること。

(4) こどもの権利の普及促進

こどもの権利についての理解と関心を深めるため、11月20日を「前橋市こどもの権利の日」として定める。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 その他

市長は、この条例の施行状況について検討し、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。